人事委員会事務局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条第1項に基づき、 人事委員会事務局における働き方・仕事の進め方改革に係る事項について検討し 実施することを目的として、人事委員会事務局働き方・仕事の進め方改革推進本 部を置く。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)職員の働く環境の整備に関すること。
 - (2)職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
 - (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、調査課長をもって充てる。
- 4 本部員は、任用課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

- 第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。
- 2 本部長は、必要があるとみとめるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、調査課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部 長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成28年12月6日から施行する。